

埼玉医事第 544 号  
平成 26 年 5 月 23 日

郡市医師会長殿

埼玉県医師会  
会 長 金 井 忠 男  
(医事相談部担当常任理事 井原 徹夫)  
(福祉部担当常任理事 岡 治道)



日医医賠償保険制度運営に関する変更（連絡及び依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、日本医師会から、日医医賠償保険制度運営について、別紙のとおり通知がありました。

本制度は、平成 26 年 7 月 1 日から、日医 A 会員が閉院・退職等により、将来に亘り日常的な医療を行わず、かつ日医 A 会員から日医 B 会員に「会員区分変更」を行うと、廃業後 10 年以内に廃業前の医療行為に起因した損害賠償請求がされた場合にも本保険が適用されることとなります。

日医 B 会員へ会員区分変更を行った場合には、日医 B 会員会費 28,000 円を納めることとなりますが、高齢減免の対象であれば会費負担は無くなります。

また、保険期間中の支払限度額も、現行の 1 事故 1 億円/保険期間中 1 億円から、1 事故 1 億円/保険期間中 3 億円に改定されます。

つきましては、会員の先生方からの問い合わせが予想されますので、貴会におかれましても内容をご確認頂き、ご承知おき下さいますようお願い致します。

埼玉県医師会 医事・学術課  
TEL : 048-824-2611  
FAX : 048-822-8515



(法責 66号)  
平成26年5月14日

都道府県医師会  
医事紛争担当理事 殿  
写) 事務局長 殿

日本医師  
常任理事 葉梨 之  
(事務局 医賠償対策課)



日医医賠償保険制度運営に関する変更（連絡および依頼）

拝啓、時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。医事紛争の解決ならびに日医医賠償保険の運営に関しまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、掲題の運営に関しまして、以下の改定を行うことが決まりましたのでご連絡申し上げます。また、貴会管下の各郡市区医師会様にもご回送いただきたくお願い申し上げます。

1. 改定内容

(1) 「廃業」後の保険適用の追加

A 会員が、閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療を行わず、かつ、A 会員から B 会員に「会員区分変更」を行った場合は、廃業後 10 年以内に、廃業前の医療行為に起因した損害賠償の請求がなされたケースに対しても本保険が適用されることとなります。

(2) 保険期間中の支払限度額の増額

現行の 1 事故 1 億円／保険期間中 1 億円を、1 事故 1 億円／保険期間中 3 億円に改定いたします。

2. 改定時期

平成 26 年 7 月 1 日から実施

3. その他

詳細については別紙をご参照ください。

特に、改定(1)の『「廃業」後の保険適用』につきましては、都道府県医師会からご要望の強かった、A 会員の閉院等による不安を少しでも解消できるよう、今回改定いたしました。今後とも、より良い制度内容にしていきたいと思いますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

敬具

# 平成 26 年 7 月の日医医賠償保険の改定について

## I. 今回の医賠償保険改訂のポイント

### 1. 改定その1 『「廃業」後の保険適用の追加』

日医医賠償保険に加入している A 会員が診療所等を閉院し、または病院を退職され、将来に亘り日常的な医療行為を行わないとして、医師会を退会せずに、A 会員から B 会員に「会員区分変更」の手続きをすれば、いわゆる「廃業」後に患者さんから損害賠償請求を受けた場合であっても 10 年間保険が適用されるようになります。

廃業後の保険適用については、昨年 11 月に行われた第 2 回都道府県医師会長協議会の中で、「永年、日医の A 会員であった仲間が診療所を閉め、医師会を退会后、患者さんから損害賠償を求められたことがある。このようなケースは、当然、医賠償保険の適用がない。ぜひ、補償範囲の拡大を検討していただきたい」との要望があったものです。本会としては、廃業はしても、医師会を退会するのではなく、会員を守るという基本的な考え方と、できるだけ会員の負担を少なくして、ある一定期間、日医医賠償保険の適用が受けられるかを検討した結果、今回の改定内容となったものです。

### 2. 改定その2 『保険期間中の支払限度額の増額』

1 被保険者について 1 事故 1 億円限度は変更ありませんが、保険期間中の支払限度額を 1 億円から 3 億円に引き上げました。

改定後	改定前
<p><b>改定その1 「廃業後の保険適用」を追加</b></p> <p>A 会員が、閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療を行わず、かつ、A 会員から B 会員に区分変更を行った場合（以下「<u>廃業</u>」という）は、廃業前の医療行為に起因して、損害賠償の請求が廃業後 10 年以内になされた場合は保険の適用がある。</p>	<p>従来は、A 会員でなくなる前に通知があった場合（通知特則）と A 会員が死亡した場合（死亡特則）のみ適用</p>
<p><b>改定その2 「保険期間中の支払限度額の増額」</b></p> <p>損害賠償金について保険会社から支払われる支払限度額は、1 被保険者について 1 事故 1 億円、<u>保険期間中 3 億円</u>となる。</p>	<p>従来は 1 被保険者について 1 事故 1 億円、保険期間中 1 億円</p>

## II. 改定その1 『「廃業」後の保険適用』の具体的な内容

日医医賠償保険の補償対象はA会員(被保険者)であることが基本です。

これまでも、日医独自の特色として被保険者資格を喪失した場合でも保険が適用されるものとして、損害賠償は請求されていないものの、医療事故の発生及びその恐れのある事象について①A会員でなくなる前に通知をした場合(通知特則)②A会員のまま死亡退会し、当該会員の相続人が賠償請求をされた場合(死亡特則)には、資格喪失後10年間保険の適用がありますが、今回の改定により、「廃業」する(一定の条件があります)A会員が「B会員」へ会員区分を変更した場合には、「廃業」から10年間、保険の適用を受けられるようになります。

### 1. 日医医賠償保険における「廃業」とは

#### (1) 「廃業」の定義

日医医賠償保険が適用される「廃業」した場合とは、次の①②の両方を満たしていることをいいます。(一般的な廃業の定義と区別するため「廃業」と記載しています)

- ① 将来に亘り日常的な医療行為を行わない。
- ② A会員からB会員に「会員区分変更」すること。…この2点です。

たとえば、A1会員が診療所等を閉院し、又はA2会員が勤務先を退職して引退し、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、かつ、A会員からB会員へ「会員区分変更」をすることを指しています。(医賠償保険運用上通常のB会員と区別するため「廃業B会員」と呼びます)

この改定では、「廃業」前の医療行為に起因する賠償請求について、「廃業」から10年間保険適用されるということであり、決して「廃業」後の医療行為について補償するものではありません。従ってご家族等に診療所を任せましたが、当該会員も時々診療される場合や、閉院後もどこかの医療機関で診療するような場合は、A会員として継続していただくことが必要と考えます。

#### (2) 保険適用に関する留意点

- ① 既に閉院等をして医療行為を行っていないが、万が一過去の医療行為に起因した損害賠償請求を受けた時の事を心配してA会員にとどまっている会員で、平成26年7月以降に「廃業」による会員区分変更の手続きをおこなっていただければ、この制度の適用を受けることが可能です。
- ② 医療は続けるが、単なるA会員からB会員に会員区分変更を行った会員は、この保険の適用とはなりません。
- ③ B会員に区分変更した会員が、その後退会した場合(会員資格を喪失した場合も含む)は保険の適用はありません。(死亡による退会を除く)

## (3) 「廃業特則」「死亡特則」「通知」の整理

特例の内容
<p><b>【「廃業」した場合の特則】(改定による追加)</b></p> <p>被保険者が「廃業」(将来に亘り日常的に医療行為を行わず、かつ、A会員からB会員へ会員区分変更をおこなうこと)した場合において、「廃業」の前の医療行為に起因して、損害賠償の請求が、当該保険期間終了後 10 年以内になされたケースに対して本保険は適用される。</p> <p>(日本医師会医師特別約款第 5 条)</p>
<p><b>【死亡した場合の特則】</b></p> <p>死亡時に被保険者であった A 会員の遺族らに向けて、会員当時の医療行為に起因して、損害賠償の請求が、当該保険期間終了後 10 年以内になされたケースに対して本保険は適用される。</p> <p>(日本医師会医師特別約款第 5 条)</p>
<p><b>【通知】</b></p> <p>A 会員でなくなる場合には、保険期間中に損害賠償請求がなくても、その期間内に医療事故の発生を都道府県医師会経由で、通知をした場合は、当該保険期間終了後 10 年以内に損害賠償請求を受けた場合にも、本保険は適用される。</p> <p>(日本医師会医師特別約款第 4 条)</p>

## 2. 具体的な事務手続き

「廃業」して将来に亘り日常的な医療行為を行わないと決めた会員が、廃業以前の医療行為に起因する損害賠償請求に対して保険の適用を受けるためには、「日本医師会 異動報告書」にてA会員からB会員への「会員区分変更」手続きを行っていただきます。

### 【「日本医師会異動報告書」の記入方法】

- ① 「3. 異動事由」の「15. 会員区分変更」で【**廃業B**】に○をつけてください。  
※改定前の帳票を利用する場合には、余白に【**廃業B**】と記入してください。
- ② 「4. 会員区分」の「日医」を【**B**】に○をつけてください。
- ③ 異動年月日(医師会使用欄)の日付が「廃業」日となります。

異動報告書

日本医師会別

異動年月日(医師会使用欄)  
 平成 年 月 日

③

日本医師会	所属する医師会 徳島県医師会	(医師会使用欄) B市医師会 その他の医師会
-------	-------------------	------------------------------

「3」、「4」、「10」、「11」、「17」、「18」、「19」は「記入上の注意」をよく読んで、記入してください。  
「9」は、都道府県知事に届け出た正式名称を記入してください。

1. 医師登録番号 第 号	フリガナ (姓) (名) 印	(医師登録番号)、「氏名」の変更の場合は、下欄に旧医師登録番号、旧姓・名を記入してください。 旧医師登録番号 第 号 フリガナ (姓) (名)																
2. 氏名	フリガナ (姓) (名) 印	旧フリガナ (姓) (名)																
3. 異動事由 該当する番号に○をつけてください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">11</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">医師登録番号変更</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">12</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">氏名変更</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">13</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">施設移業</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">14</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">施設異動(勤務先・休業・廃業・閉業)</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">15</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">会員区分変更(離業・管理区分・廃業日)</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">16</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">施設所在地変更(移転・住居表示)</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">17</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">現住所変更(転居・住居表示)</td></tr> <tr><td style="width: 5%; border: 1px solid black;">18</td><td style="width: 95%; border: 1px solid black;">その他(名称変更・法人化)</td></tr> </table>	11	医師登録番号変更	12	氏名変更	13	施設移業	14	施設異動(勤務先・休業・廃業・閉業)	15	会員区分変更(離業・管理区分・廃業日)	16	施設所在地変更(移転・住居表示)	17	現住所変更(転居・住居表示)	18	その他(名称変更・法人化)	4. 会員区分 日医 A① A② ③ A④ ⑤ <b>B</b> ⑦ C 病医 療養 その他
11	医師登録番号変更																	
12	氏名変更																	
13	施設移業																	
14	施設異動(勤務先・休業・廃業・閉業)																	
15	会員区分変更(離業・管理区分・廃業日)																	
16	施設所在地変更(移転・住居表示)																	
17	現住所変更(転居・住居表示)																	
18	その他(名称変更・法人化)																	
5. 所属施設名 (正式名称)	フリガナ																	
6. 施設所在地	TEL ( ) FAX ( ) 〒 州 市 区 町 丁目 番 号 番 号																	
7. 自宅現住所	TEL ( ) FAX ( ) 〒 州 市 区 町 丁目 番 号 番 号																	
8. 文書送付先	1. 施設所在地 2. 自宅現住所																	
9. 電話番号/FAX																		
10. 施設主体	11. 施設・業務																	
12. 病歴の有無 1. 有 2. 無 有無の場合→ 許可取得 有 無	13. 併設の施設 介護医療施設 その他 ( )																	
14. 診療科目 主たる科名 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	15. 所属学会 ① ② ③ ④																	
15. 所属学会	16. 指定医 保健医 母体保護医 精神保健 その他																	

①

②

※「記入上の注意」にそって、かならず本人が記入してください。数字は右詰で記入してください。

### 3. 会費の流れ

変更後は B 会員の会費を納めることになります。

「廃業」前の会員区分と会費		「廃業」後の会員区分と会費	
A①	126,000 円	B(廃業B)	28,000 円
A②(B)	82,000 円		

高齢減免対象で医賠償保険を申し込まれている場合

「廃業」前の会員区分と会費		「廃業」後の会員区分と会費	
A①	78,000 円	B(廃業B)	0 円
A②B	66,000 円		

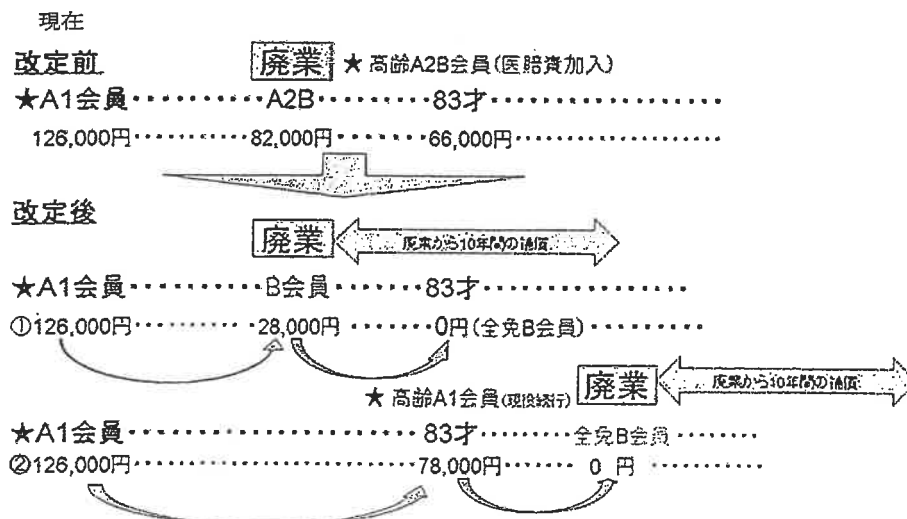
※平成 26 年度日本医師会会費

#### 【具体例】

例えば A1 会員であれば 126,000 円、その後、閉院しても日常的な医療をするため保険が必要であれば、通常は会費負担の少ない A2(B) 会員となって 82,000 円の会費を納め、更に高齢減免の対象となっても保険が必要であれば、66,000 円の会費となります。(当然ですが、これまでの医療行為に起因する損害賠償請求についても保険は適用されています。)

今回の改定で、廃業して、将来に亘り医療を行わないとして、B 会員に「会員区分変更」した場合は、B 会員の会費 28,000 円を納めることになりますが、高齢減免の対象となれば B 会員は会費負担が無くなります。

また、現役で医療を続け、高齢減免の対象で保険を申し込まれている A1 会員の会費は 78,000 円となります。その後、廃業して、将来に亘り医療を行わないとして、A 会員から B 会員に変更手続きをした場合は、会費負担は無く、廃業後 10 年間、保険が適用されることとなります。



## II. 改定その2 『保険期間中の支払限度額の増額』の具体的な内容

### 1. 改定の内容

保険期間中の支払限度額が1億円から1事故1億円、保険期間中3億円に増額されます。

#### 【支払限度額の比較】

改定後	改定前
1事故 1億円	1事故 1億円
保険期間中 3億円	保険期間中 1億円

今の日医保険の内容では、例えば、同じ保険年度内に二つの賠償請求事案があった場合、1つ目の事案で8,000万円の賠償金をお支払した場合、残りの支払い限度額は2,000万円となり、もし2つ目の事案で5,000万円の支払いが確定すれば、3,000万円は会員の自己負担となります。

医事紛争は、請求から解決までは時間を要することが多く、医療行為が別々の時期であっても、不幸にも同時期(同じ年度)に賠償請求を受けてしまうこともあります。そのような場合であっても、期間中の支払限度額が3億円に増額されることにより会員の安心感がより高まるものと思います。

### 2. 特約保険との関係

今回の改定では、特約保険の内容に変更はありませんが、A会員が特約保険に加入することにより、補償限度額が1事故2億円、保険期間中の限度額6億円となり、最近増加している高額賠償事例にも対応することができます。

また、日医医賠償保険が、A会員以外の他の医師に責任がある場合や、法人固有の責任については、カット払いと言って、その責任(負担額)部分を控除して保険金が支払われますが、特約保険に加入することによって、このカット払いを解消しています。

1億円もあれば十分と思っている会員もおられますが、賠償金額は会員の医療行為で決まるわけではなく、相手の収入や障害の程度によって大きく変わります。現実には様々な診療科目で高額な賠償事例も発生しておりますが、掛け金は昨年度より引き下げており、安心を考えると未加入の会員は、是非この機会に特約保険の加入をお勧めください。

## IV. 改定時期

平成26年7月1日以降新しい内容で保険が適用されます。



## V. 会員への改定内容の情報提供

改定に関する会員への情報提供は以下を予定しています。

- ① 日本医師会ニュース(5月20日号)への改定内容の掲載  
平成26年7月の日医医賠償保険の改定について  
「閉院や医療機関を退職されるA会員のため、廃業後の補償拡大」を決定！！
- ② 「日本医師会医師賠償責任保険(含む日医医賠償保険特約保険)解説」の改定  
【平成26年7月版】を作成し、各都道府県医師会へ一定部数の配布と、7月以降の新入会員に対しての送付を行います。

## VI. 都道府県医師会事務局へのお願い

今回の改定では、会員が閉院や退職により日常的に医療行為を行わなくなった場合の取扱いについて、会員区分の変更を伴う事務処理を含めた変更となります。

各会員に対しては、上記のとおり、日医ニュース5月20日号にて、改定内容に関するご案内を行います。会員から各都道府県医師会や郡市区医師会で会員入退会等の事務担当者へのお問い合わせ等も予想されますので、各郡市区医師会様にも周知をお願いいたします。